

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和6年6月21日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和6年第2回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和6年6月21日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第42号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について
- 日程第 4. 議案第43号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第44号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第46号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第47号 物品購入契約の締結について
- 日程第 9. 議案第48号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第10. 意見書案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について
- 日程第11. 意見書案第3号 小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
- 日程第12. 意見書案第4号 地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について
- 日程第13. 請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願
- 日程第14. 意見書案第4号訂正の件
- 日程第15. 議員提出議案第2号 特別委員会の設置について
- 日程第16. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17. 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 意見書案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第2号の1件が提出されましたので報告いたします。

日程第1、議案第40号ないし日程第9、議案第48号の9件、日程第10、意見書案第2号ないし日程第12、意見書案第4号の3件、日程第13、請願第2号の1件を一括議題といたします。

○

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

議案第43号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第45号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 物品購入契約の締結について

議案第48号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

意見書案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について

意見書案第3号 小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

意見書案第4号 地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について

請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員会委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務企画常任委員長。

令和6年6月21日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規

則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第40号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第42号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給料に関する条例について	原案可決
議案第43号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第2号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第4号	地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について	原案可決

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告として、令和6年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第40号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、令和6年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の整備及び令和6年度が固定資産税の評価替えの基準年度に当たることに伴い、牛久市税条例の所要の改正並びに引用条項及び文言の整理等を行うものであります。専決処分としたので、その承認を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、定額減税に係る調整給付の対象人数及び支給時期について質疑がなされ、市執行部からは対象人数を1万7,000人で見込み、8月中旬以降から支給できるようシステム改修などを進めているとの答弁がありました。

議案第41号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、牛久市都市計画税条例の引用条項及び文言の整理を行うものであります。専決処分としたので、その承認を求めるものであります。

議案第42号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてであります。

本件は、不祥事が発生したことに対する監督責任により、市長の給料を、令和6年7月1日から令和6年7月31日までの1か月間、10%減額し、現在の給料月額「88万円」から「79万2,000円」にするものであります。

審査に当たり委員からは、市長自ら提案したのかとの質疑がなされ、市執行部からは任命権者から処分を受けたわけではなく、市長判断で議案の上程がなされているとの答弁がありました。

さらに委員からは、不祥事の再発防止策という形で、公金等取扱いマニュアルの改正、内部通報制度、職員研修実施など挙げていましたが、市民に対しての報告はいつ頃行うのかとの質疑がなされ、市執行部からは事件発覚から1年以内をめどに何かしら報告書の形で公表しなければならないと考えているとの答弁がありました。

議案第43号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正により、引用条項及び文言の整理を行うものであります。

意見書案第2号は、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出についてであります。

本件は、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであるため、政府に対し、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求めるものであります。

委員からは、気象防災アドバイザーの具体的な業務について質疑があり、提案者から2017年度から本格運用が始まり、自治体に災害対応を助言する防災と気象の両方の知識に精通した専門人材であるとの答弁がありました。

意見書案第4号は、地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出についてであります。

本件は、大規模災害、感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における「国の地方公共団体に対する補充的な指示」を盛り込んだ地方自治法改正に対し、運用に当たっては極めて慎重に配慮し明確な運用基準を定めるとともに、地方分権の趣旨や地方自治の本旨に反するものを速やかに改正することを求めるものであります。

委員からは、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に国の判断により、地方自治体に指示権を行使できるようにする地方自治法の改定案ですが、政府が明確な根拠も示さないままで国会審議が進み、特に国と地方の関係を対等から上下に逆戻りをさせる法案であり、団体自治と住民自治、これを保障することを変えてしまうような問題との意見や、今回のこの指示権については重大事態という非常時に限った特例だということで位置づけられており、個別法に欠落しているものを補充するという意味で、重大事態以外における地方公共団体の権限の行使が妨げられているということでもなく、あくまでも、地方公共団体について一定の権限の制約を認めるものにすぎないとの意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第40号ないし議案第43号及び意見書案第2号は全会一致により、意見書案第4号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通について及び迷惑防止条例についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和6年6月21日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊藤 裕一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第47号	物品購入契約の締結について	原案可決
意見書案第3号	小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について	原案可決

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和6年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第47号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、令和6年12月に完成予定のおくの義務教育学校新增築棟の、理科室の実験台や椅子、技術室の技術机や椅子、音楽室の机や椅子、理科準備室及び技術準備室の収納棚、音楽準備室の楽器保管庫などを購入するものであり、令和6年5月8日に執行された指名競争入札により落札した相手方と契約を締結しようとするものであります。

審査に当たり委員からは、机や椅子、棚などの購入に当たり、買い替えではなく現存の物を利用できないのかとの質疑がなされ、市執行部からは、机は校舎竣工時より使用しているため状態が悪く椅子も同様である。棚は壁に固定されている上、付け替えて使えるような状態ではないため、新しく購入することにしたとの答弁がありました。

また委員から、おくの義務教育学校施設一体型建設事業の総合的な予算の見込みや追加工事の有無について質疑がなされ、市執行部からは、当初の38億7,000万円の金額を上回る予定はない。追加工事については、議員連絡会で説明したとおり、工期が遅れていることによって、全児童生徒が一時的に北校舎に移ることに伴う特別支援教室と職員室を整備する工事以外、予定

はないとの答弁がありました。

次に、意見書案第3号は、小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてであります。

本件は、学校給食費の無償化について、子育て支援策の一環として国庫負担とすることが望ましいと判断し、関係法令の早急な整備を、国会及び政府に対し強く要望するものであります。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第47号は賛成多数により、意見書案第3号は全会一致により、内容適切なものと認め原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、学び合いの変更の経緯並びに今後の牛久市の教育についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和6年6月21日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠藤 憲子

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第44号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決
請願第2号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願	採 択

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和6年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第44号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、高齢者の医療費の増加に伴う保険税の負担に係る公平性の確保を図るため、後期高齢者支援金分の賦課限度額を2万円引き上げるとともに、軽減判定所得の基準を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るための所要の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、後期高齢者支援金分の賦課限度額引上げによる市への影響額、また5割軽減及び2割軽減措置の所得判定基準の引上げによる市への影響額について質疑がなされ、市執行部からは、令和6年3月末現在の数字を基にした試算によると、課税限度額の引上げについては、改正前における限度額の22万円まで賦課されていた世帯が224世帯であり、今回の改正により限度額24万円まで賦課される世帯が193世帯となる。限度額引き上げによる国民健康保険税の増収は420万4,700円と見込んでいる。また、軽減措置の所得判定基準の引上げによる市への影響額については、まず5割軽減について、改正前の世帯数が1,115世帯に対し、改正後で試算すると1,137世帯となり、2割軽減については、1,065世帯に対し、1,087世帯となる見込みである。いずれも22世帯増えて国民健康保険税の均等割額が94万6,480円の減となると見込んでいる。

議案第48号は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止となることから、市町村において行う事務のうち、被保険者証等に関する事務を改正するほか、市町村が負担する共通経費負担金の算定基礎の基準日等について改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、今回の改正により後期高齢者医療の対象者におけるマイナンバーカードの取扱いはどのように変更されていくのか質疑がなされ、市執行部からは、国民健康保険と同様にマイナ保険証を取得できない、あるいは取得されない方については、今後は資格確認書により対応していただくことになる。また、経過措置により、申請がなくとも資格確認書が自動的に交付されることや、法律の施行日である12月2日時点で手元にある紙の被保険者証の有効期限までは引き続き使用できる点についても国民健康保険と同様であるとの答弁がありました。

請願第2号は、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願であります。

本件は、厚労省においては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究を行うとともに治療体制を整え、さらに難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること、茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を1か所以上確保することなどを国及び茨城県に対して求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査を行いました。

審査に当たり委員からは、放射性同位元素検査が可能な機器があれば脳脊髄液減少症であるかの判断が可能かとの質疑がなされ、参考人からは、2019年にガイドラインが国から示されているが、まだ研究段階で診断基準が確立していないという見解である。画像診断において病院や医師によって、脳脊髄液の漏出があるとの診断もあれば、漏出していないとの診断もあり、専門医の中でも判断が分かれる場合があるとの説明がありました。

また、委員からは、脳脊髄液減少症におけるブラッドパッチ療法は、寛解に至る有効な治療方法かどうかとの疑問がなされ、参考人からは、医師によればブラッドパッチ療法の回数は子供が2回、大人が3回と少ないに越したことはないと言われているが、10回や20回、患者によっては31回という事例もある。そのような治療法を疑問視しており、何度もブラッドパッチ療法を受ければ治るというものではないことを患者に対して情報発信しているとの説明がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第44号及び議案第48号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号については、全会一致により、内容適切なものと認め、採択すべきものと決定いたしました。

閉会中の継続調査については、ケアラー・ヤングケアラーの支援について、及び児童発達支援センターについての2項目を引き続き本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、柳井予算常任委員長。

令和6年6月21日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会
委員長 柳井哲也

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第45号	令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第46号	令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

〔予算常任委員長柳井哲也議員登壇〕

○柳井哲也 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和6年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は議案第45号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1

号)、議案第46号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上、2件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部所管について委員からは、ドライバーバンクの構想やAIオンデマンド実証実験の内容について質疑がなされ、市執行部からは、ドライバー不足に対応するための実証実験であり、牛久市・土浦市・つくば市・下妻市の4市でドライバーバンクというプラットフォームをつくり、普通免許のドライバーを獲得、育成管理を一括して行うような仕組みで、各市の自家有償旅客運送のドライバーとして運行を担っていただく。さらに、バス、タクシーなどのドライバー不足が叫ばれている中で、今後事業として興味がある方などに、資格取得の支援の仕組みをつくり人材を育成していく。運行に関しては、配車アプリAIを活用するとの答弁がありました。また、委員からは、シティプロモーションのホームページ改修に当たり市内向けと市外向けの役割があるがその考えについて質疑があり、市内、市外向けの情報のうち、特に市外向けについては、シティプロモーションとして積極的に取り組まなければならない、ブランディングというものを明確に作り上げたい。全世代に抽象的な表現で市の情報をPRしていくのではなく、市のアピールポイントを明確なフレーズで、届けたい世代にターゲットを絞って、広報活動を行っていくとの答弁がありました。また、委員からは、バスを所有し維持管理する直営事業と、民間事業者に委託する場合の経費の比較検討や、現在の運転手不足の中、委託は考えているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、昨年度のバス購入の際、所有、民間委託、バスのリースなどを検討した結果、経費としてはバスを所有し運行することが、一番メリットがあるという判断となり、現在バスの検討会議において、今年度内にバスの在り方の方向性を協議しており、来年度以降、結論づけられるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、教育コールセンターを運用する事業について様々な質疑がなされました。今までも学校で対応困難な事案はあったと思うが、コールセンターを開設する理由や、保護者と学校の間でコールセンターが入ることにより生じる問題はないのか質疑がなされ、市執行部からは、今まで学校での初期の対応において方向性の違いなどにより問題が長期化する事案があった。コールセンターの開設は、初期段階から教育委員会が携わることで、早期解決を目指す目的がある。学校で対応する事案とコールセンターで対応する事案とを分けてはいるが、保護者からの電話を学校またはコールセンターのどちらで受けても、そこできちんと話を聞き、学校と教育委員会で連絡を取りながら、最善の解決方法を協力し探っていくとの答弁がありました。

また、委員からは、コールセンターの職員について校長経験者とした理由について質疑がなされ、市執行部からは、対応事案は教育や学校に関する内容のため、様々な経験を有しており管理職の経験が長い校長を対象としたとの答弁がありました。また、委員からは、校長経験者だけではなく、さまざまな困難事例に対応するため専門職が必要ではないかと質疑がなされ、市執行部からは、校長経験者はしっかり話を聞くという役目がある。コールセンターが窓口となって教育

委員会で相談し、必要な場合には、福祉部門など専門機関と連携を取りながら支援していきたいとの答弁がありました。

また、委員からコールセンターでの対応対象の事案について、学校ではなくきちんとコールセンターにつなげるための案内の仕方を検討していただきたいとの意見がありました。

また、委員からは、牛久運動公園体育館の屋根の改修の工事内容や工期について質疑がなされ、市執行部からはメインアリーナ、サブアリーナ、管理棟の防水等を行う。令和6年度と7年度で工事を進めていく予定で工期は1年間であるが、工事エリアを順番に移していくことで、体育館の使用を止めることなく進めていくとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管のうち議案第45号について委員からは、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のワクチン接種対象者について質疑がなされ、市執行部からは、生後6か月以上の全ての方を対象としていたが、令和6年度からは65歳以上の方と、60歳から64歳の内部障害1級の方が対象となる。65歳以上について過去7回の接種率を見ると、1回目94.7%、2回目94.6%、3回目93.5%と90%を超えていたが、最後の7回目になると65.5%という結果になっており、今回計上している補助金についても接種率65%を想定して積算しているとの答弁がありました。

また、議案第46号について委員からは、国民健康保険被保険者証を送付する際の通知にマイナンバーを印字するためのシステム改修費を予算計上したとのことであるが、改修内容の詳細について質疑がなされ、市執行部からは、これまで、カードサイズの被保険者証を長3サイズの封筒に入れて郵送していたが、被保険者証だけを入れるのではなく、台紙に貼り付けてある保険証を剥がして使うタイプに変更するもので、その台紙の余白の部分にマイナ保険証の利用を促す文言と、マイナンバーの上8桁はアスタリスクで、下4桁は実際の数字を印字してお知らせするためのシステム改修であるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部所管について委員からは、空き家の解体撤去工事費用について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年12月に火災により家屋が焼失し残存物がほとんど燃えてしまい、鉄についても燃えてさびてしまって使いようのない形、瓦礫となり残存物の処分費高騰によるものである。

また、特定空家等について質疑がなされ、市執行部からは、特定空家等に認定し、解決していない物件が7軒である。これらは、所有者へ改善を促すような文書や職員が直接訪問して指導等を行っている状況であるとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第45号及び議案第46号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第14、意見書案第4号訂正の件を議題といたします。



意見書案第4号訂正の件

○諸橋太一郎 議長 12番出澤 大議員から意見書案第4号訂正の理由について説明を求めます。12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 それでは、意見書案第4号の訂正の理由について説明いたします。6月15日の参議院本会議において、地方自治法改正案が可決成立したことを受け、意見書案本文中2行目の「5月30日に衆議院で可決され、現在は参議院で審議中である」を「6月19日に可決し成立した」と1か所の訂正をするものであります。

○諸橋太一郎 議長 以上で訂正理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号、訂正の件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。意見書案第4号、訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第40号ないし議案第48号の9件、意見書案第2号ないし意見書案第4号の3件、請願第2号の1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 意見書案第4号、地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守るとを求める意見書案に対する反対討論。本意見書案については、以下の3つの理由により反対であります。

第1、本意見書案は大規模な災害等に見舞われた場合、地方自治体ではどうしても対応が不可能であり、国に頼らざるを得ない緊急事態が発生することもあり得るということを想定しておらず、その意味で全く無責任かつナンセンスである内容であること。

第2に、本意見書案の主張は、地方自治の本旨を守るということを大義名分とする一部のマスコミの主張をそのまま受け入れたと思われるものであり、いたずらに国民感情をあおり立てるだけのものと考えられること。

第3に、地方自治体に対する国の指示や対応が必要な緊急事態等が実際に発生した際、いささかでもその指示や対応に遅れが出ると鬼の首でも取ったかのごとくそのことを一方的に批判することがマスコミの姿勢であるが、本意見書案はそのようなマスコミの姿勢に同調する一部の野党の常套手段の1つであると思われること。

以上の理由から、本意見書案には反対であります。議員各位の良識に期待し反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 議案第45号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算案には教育コールセンターを運用するための費用約294万円が含まれています。とかく行政は、新規事業の導入については国や県の動向を見守りということになりがちなか、本件は前例がほとんどない取組であり、5月27日に開催された市議会議員全員協議会では各学校と教育コールセンターの相談のすみ分けに関し多数の質疑が出たことは記憶に新しいところであります。ほとんど事例がないことからこうした懸念は出てしかるべきでありましょうが、教員の働き方改革につながる可能性があることから、まずやってみることは意義のあることであると考えます。

しかしながら、運営していく中で不備があれば修正し、よりよいものにしていくことが必要です。コールセンターへの問合せが想定より多いということであれば、増員も必要でありましょうし、問合せが少ないということであれば担当職員の他業務との兼務や勤務時間数の見直しあるいは事業の必要性の再検証が求められましょう。

さらに、担当職員については、学校長経験者等を想定しているとのことでありますが、学校長経験者の指定席のようにするのではなく、運用開始後の相談内容の内訳によっては専門家等、幅広く人材を求めることや、他機関との連携も必要であるところとあります。

そして情報公開やPDCAの観点から、相談件数や個人が特定されない範囲での相談種別等の運用状況について適時開示していくことも期待したいと思います。いずれにせよ予算常任委員会における執行部答弁によれば、状況を見ながら対応していくとのことでありましたので、教育コールセンターが全国から注目される先進的な取組となることを望み、討論とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 議案第44号、47号、48号に対する反対討論。

議案第44号、国民健康保険条例の一部改正について。国保の後期高齢者分の負担限度額が変更で193世帯が対象となり、増収は420万7,000円と見込まれます。一方、均等割りの軽減措置の拡充で対象となる5割、2割ではそれぞれ22世帯が増えて、減額は94万6,480円となるとのことです。高い所得と言われる被保険者への負担増を進め、一方、低所得の被保険者へ軽減をしていく、このような進め方を国は勧めています。公平性と言うならば国の負担こ

そ増額すべきです。

議案第47号、物品購入契約の締結について。当初予算では、おくの義務教育学校一体型校舎建設工事については、金額的に反対でしたが、かねてからの市民要望であった学校給食費の一部の無償化や子ども医療費の一部負担額の無償化についても来年度からの実施が盛り込まれたことなどで賛成をしました。

議案第47号は教育文化常任委員会でも質疑をし反対をしました。今後について、物価高騰などでどれだけ事業費がはらんでいくか見通しが立たないことに納得することはできません。よって、反対するものです。

議案第48号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正する規約について。今回の規約変更はマイナンバーカードと健康保険証の紐づけを前提に、マイナ保険証を使って医療機関を受診する制度が2024年12月2日に迫っているため、マイナ保険証を持たない人に発行される資格確認書を広域連合の規約上も位置づけることが必要となったためです。

現行の健康保険証が廃止された後12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には各保険者から資格確認書が交付されます。現行の健康保険証に代わるもので、有効期限は5年です。日本共産党はそもそもマイナンバーカードに反対をしています。それを健康保険証と紐づけてマイナ保険証として利用することにも反対です。現行の健康保険証を廃止するのですから、無保険者をつくらないためにも資格確認書の発行は当然の責任と対応です。

改定法では、マイナンバーカード取得も保険証との紐づけについても任意であるにもかかわらず、マイナポイント付与などで宣伝誘導した上、事実上強制するものです。しかも、現行の健康保険証は廃止するのですから、個人の医療を受ける権利と人権保障にも関わる重大問題であると考えます。厚生労働省は5月14日に24年4月のマイナ保険証の利用率を公表しました。利用率は6.56%で3月より1.09ポイント増加したものの、低迷し続けています。

そこで、利用率向上のために5から7月を集中取組月間としてポスターや広告などによる周知活動や利用率が向上した医療機関や薬局に支援金を支給するといった普及策に取り組んでいます。しかし、医療現場でマイナ保険証トラブルは多岐にわたり、厚労省が対策したトラブルも一向になくなりません。保険証を廃止すれば医療現場がさらに大混乱するのは必至です。

よって、議案第44号、47号、48号に反対するものです。議員各位に御賛同をお願いし、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 賛成討論に入る前に一言申し上げます。一般会計補正予算で教育コールセンターの設置に賛成はいたしました。多くの質疑が出されたこともあり、今後の問題として相談に携わる会計年度任用職員への負担や対応時間、学校や保護者、地域への周知など配慮すべき項目が多く含まれています。スタートしてからも保護者や学校関係者などと相談しやすい関係の運営をお願いいたします。

それでは賛成討論を行います。意見書案第4号、地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守

ることを求める意見書に対しての賛成討論です。改正地方自治法が19日の参議院本会議で可決成立しました。国と地方の関係を対等協力と定めた地方分権の原則は維持するとしながら、非常時の特例を位置づけています。指示権行使には閣議決定を得るとしてはいますが、国会にも諮らず運用可能とするなど、多くの問題が指摘をされています。地方自治法改正は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると判断すれば、国が地方自治体に指示できる指示権を新たに導入するものです。自治体は国の補充的指示を拒否できるのかの質問に、政府は指示には従っていただくと答弁をしています。地方自治体を国に従属させる乱暴極まりないやり方は地方分権を否定するもので、憲法が保障する地方自治を根本から破壊するものです。国による強制的な関与は基本的に認められないとされている自治事務まで国の極めて強い関与の仕組みが設けられています。

新設される特例関与はいわゆる補充的指示の条項だけでなく、その前段の資料、意見の提出の要求や事務処理の調整の指示に関する条項までも特例関与が発動され、権力的関与が明らかになりました。国が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると判断をすれば、各大臣はその担任する事務に関し事態が発生している当該都道府県に対して事務処理の調整の指示を行うことができます。これは、法定受託事務として都道府県に法的義務の実行を迫り、代執行さえも可能とされます。地方分権、地方自治の本旨を真っ向から否定するもので容認はすることはできません。

以上のことにより、意見書案第4号、賛成といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 意見書案第4号、地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について反対の立場から討論をいたします。

改正地方自治法は、衆議院の審議で指示権を行使した際の国会への事後報告を義務づける規定を設ける修正が行われ、去る6月19日の参議院本会議で自民党、公明党や日本維新の会などの賛成により同法は成立いたしました。本意見書案中に示されている地方自治の本旨とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという住民自治、国から独立した自治体、自らの意思と責任の下で地方自治がなされるという団体自治の2点であります。改正地方自治法は感染症の大流行や大規模災害、有事といった重大事態に際し国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだものであり、地方自治の本旨を侵すものではないと考えます。

新型コロナウイルス感染症が発生した際、国の権限が明確でなかったことにより混乱を来しました。国のお願いによる対応や超法規的措置を防ぐためにも、緊急時の国と地方の役割を明確化することは必要であると考えるところであり、機動的な対応を可能とするため、指示権行使の要件に幅を持たせたことについても理解することから、本意見書案には反対を表明し、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 議案第45号、牛久市一般会計補正予算に対する賛成討論です。この中には、秋から始まる新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種や地域交通におけるドライバー不足による課題解消に向けた実証実験など喫緊の対策とも言える事業が上げられております。そして、県内で初めての取組として、教育委員会に学校への相談などに対応するコールセンターを整備する事業が新規事業として上げられました。この学校コールセンターを開設するに当たっては、1月からプロジェクトチームを立ち上げて先進事例の天理市の取組などを研究し、センターの在り方を模索してきたことが予算常任委員会でも述べられました。

昨今、児童生徒が直面する問題や保護者や地域から寄せられる相談や要望も多種多様になっており、その中には学校だけで対応できないことも多く、それが教員の心理的な負担になっている状況があること。また、そうした案件が増えつつあることが予算常任委員会の答弁の中でも明らかとなりました。保護者や地域からの要望等は本来学校が信頼関係を築きながら応えていくものですが、一方で複雑多様化した課題には、支援体制を社会全体でつくっていく必要があると考えます。子供を中心に捉え、臨床心理や福祉などの専門家がチームで対応していく、その入り口としての学校コールセンターが果たす役割にも期待するところです。学校コールセンターの一義的な目的は保護者が相談しやすい環境をつくることにあり、その効果として課題の早期解決につながり、ひいては教員が子供と向き合う時間を確保することにもなるということでした。ですので、まず第一にその目的や意義を保護者や地域住民の方と共有することが重要であると考えます。

また、子供の成長を支えるためには、保護者、地域住民、学校の相互理解と信頼関係が基本となるのは言うまでもありません。ですので、学校コールセンターはそうした信頼関係を築くためのものとして、そして何より子供のためになるような運用をしていただきたい旨を申し上げ、私の賛成討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 意見書案第2号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書に対して反対の立場から討論を行います。

災害の発生時における情報の取扱いについては、多くの人々の命に直結するものであり、それは今回の能登半島地震の現場においても同じです。IoTセンサーやドローンの活用、正確な情報の発信する法的情報サイトや政府認定のアプリケーションなどの必要性については、私も同様の見解です。しかし、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保するのはどの機関が責任を負うのかの記載がなく、その情報が新しいのかどうかを誰がどのように判断するのも分かりません。

また、事前登録のない情報発信者や情報発信機器以外からの情報の扱いにも言及がありません。災害対策基本法第54条第1項、発見者の通報義務等には災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長、または警察官、もしくは海上保安官に通報しなければならないとあり、目の前の命を救うためには一人でも多くの目や耳が必要な災害現場にお

いて事前登録した情報発信者や情報発信機器だけに緊急連絡が可能だと制限するこのような体制では、目の前の命を救う障害になり得るものと考えられます。

以上、本意見書に対する反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案反対の方の発言を許します。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 意見書案第4号、地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることがを求める意見書案についての反対討論を行います。国の指示権は新型インフルエンザ対策特別措置法や災害対策基本法、武力攻撃事態法などの個別法に盛り込まれ、各法で定められた要件の下で発動できるようになっています。また、現行の地方自治法では、地方公共団体の事務処理に法令違反があれば、国から地方公共団体に是正の指示を行うことができるようになっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、個別法が想定していない状況が次々に発生し、国と地方公共団体間で調整が難航したという経緯があります。例えば、クルーズ船、ダイヤモンドプリンセスの患者の搬送をめぐる混乱のように、国に対策を指示できる権限がなく、地方公共団体との調整に時間がかかりました。また、初の緊急事態宣言発令を前にした2020年春には、国と一部の都道府県との間で休業要請の内容などをめぐって意見が対立し、当時の個別法では、宣言発令前に国の指示権は発動できなかったため調整が難航しました。こうしたことを教訓に首相の諮問機関である第33次地方制度調査会は令和5年末、国と地方公共団体の関係の在り方を検討し、指示権拡充に向けた答申を行い、それを受けて今回、改正案となったものです。今回の改正案は、国と地方公共団体との関係を対等協力とした地方分権の原則を尊重した上で、新たな指示権は非常時に限った特例と位置づけ、個別法規定の欠落を補充するものであって、重大事態以外における地方公共団体の権限の行使が妨げられるわけではなく、あくまで重大事態に関する地方公共団体についての一定の権限の制約を認めるものにすぎないということです。そもそも憲法が規定しているとはいえ、地方自治上の保証と個人の人権の保障は全く同じではなく、判例及び憲法学上の通説は地方自治の法的構造は制度的保障であると説明し、基本的人権の保障とは切り離して考えられてきました。

そうしたことを鑑みれば、人権相互間の制約を除き、あらゆる面で制約を受けない人権保障とは違い、一定の権限の制約を認めるにすぎない今回の改正は、地方自治の制度自体の侵害とは言えず憲法の地方自治の本旨に反するものとは言えません。

また、国は補充的指示権を発動する際は、本改正案で求められている地方公共団体からの資料や意見を踏まえ、最終的には全閣僚の同意が必要な閣議決定を得なければならないとしていることから、その運用に当たっては慎重に配慮することが求められております。そして、今衆議院での審議では、国会への事後報告を義務づける修正も行われました。さらに一般法であれ、指示権を法律で規定し枠にはめることは非常時の混乱の中で法律に基づかない超法規的な措置が取られることを防ぎ、一方的な強制につながる不適切な指示権や安易な乱発を避けることができます。

むしろこうした指示権もないまま個別の法律が想定しない未曾有の危機を前にして国と地方公共団体間で意見が対立し、その調整が難航することにより、一刻も早く守られなければならない国民の生命、身体、財産が危険にさらされることなど絶対にあってはなりません。重大事態においては日本全体の対策に責任を持つ国が主導し、科学的、専門的な見地から効果的な措置が取られるように、自治体に必要な指示を出せる仕組みは必要不可欠です。

したがって本地方自治法の改正が憲法の地方自治法の本旨に反するものではないこと、そして運用に当たっては慎重な配慮がなされることを理由に本件を意見書として提出することには反対いたします。議員各位の御理解と懸命な御判断をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は、11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第1、議案第40号ないし日程第9、議案第48号の9件、日程第10、意見書案第2号ないし日程第12、意見書案第4号の3件、日程第13、請願第2号の1件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可

決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和6年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であり

ます。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号、地方自治法改正に関して、地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

賛成少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

次に、請願第2号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願、本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方

は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

17番杉森弘之議員。自席で結構ですので、簡潔に動議内容を御説明願います。

○17番 杉森弘之 議員 請願の趣旨と同じように、意見書を提出したいと思いますので、動議をいたします。

○諸橋太一郎 議長 ただいま17番杉森弘之議員より動議が出されました。動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

○諸橋太一郎 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時33分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番杉森弘之議員ほか1名から意見書案第5号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 意見書案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 それでは意見書案第5号の1件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。17番杉森弘之議員。

[17番杉森弘之議員登壇]

○17番 杉森弘之 議員 意見書（案）を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

意見書案第5号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書（案）。

脳脊髄液減少（漏出）症は脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、視覚過敏、光過敏、視覚機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故、転倒（尻餅）、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われて

さらに原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性がありますが、この病気は通常の検査では診断ができず、専門医が骨髄漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。しかし、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいのです。

その上、この病気の大変なところは、完治がなく長時間において症状が続き長期的ケアが必要で、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少（漏出）症患者数は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療の研究、そして、難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、国及び茨城県におかれましては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制を改善できるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を1か所確保すること。
- 2 厚労省においては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること、さらに難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○諸橋太一郎 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第5号について、採決いたします。

この採決は、起立採決によって行います。

意見書案第5号、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議員提出議案第2号を議題といたします。



議員提出議案第2号 特別委員会の設置について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の本市の組織機構の改編に伴い、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用においては、環境経済部に新たに設置された未来創造課が担当することとなった。一方、前市長時代には、エスカード牛久ビルの4階の改修計画等の提示や本市の出資による牛久シャトー株式会社の設立等、両者の利活用に向けての試みがあったが、エスカード牛久ビルの改修計画等は当該予算の減額により放置された状態であり、牛久シャトー株式会社の経営も赤字が続いている。

このままの状態が続けば、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの先行きは極めて不透明であり、深刻な事態の招来が懸念される。そこでエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの今後の利活用についての調査研究並びに提言を目的とする特別委員会の設置を提案するものである。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号の1件について、採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

それでは、議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において2番伊藤知子議員、3番藤田尚美議員、4番磯山和男議員、7番塚原正彦議員、10番大森和夫議員、12番出澤大議員、14番小松崎伸議員、15番水梨伸晃議員、17番杉森弘之議員、20番高嶋基樹議員、以上の10名の議員を指名し選任します。

なお、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により議長において、エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの利活用の推進に関する調査特別委員会を本日本会議終了後直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

次に、日程第16、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第17、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、教育文化常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第18、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第19、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査について

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドブックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和6年第2回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太一郎

署名議員 水 梨 伸 晃

署名議員 伊 藤 裕 一